

白岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)～(52) 略	略	(1)～(52) 略	略
(53) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア <u>低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したもの、同法第6条第1項の設計住宅性能評価書（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）があるもの</u></p> <p>⑦ <u>一戸建ての住宅は、1件につき 5,000円</u></p> <p>⑧ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u></p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき 11,000円</u></p> <p>b <u>床面積の合計が30</u></p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア <u>低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）</u></p> <p><u>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。第55号において同じ。）があるもの</u></p> <p>⑦ <u>一戸建ての住宅は、1件につき 5,000円</u></p> <p>⑧ <u>住宅用途を含む建築物の住戸部分</u></p> <p>a <u>住戸が1戸のものは、1件につき 5,000円</u></p> <p>b <u>住戸が1戸を超え5</u></p>	

0平方メートル以上5  
00平方メートル以内  
のものは、1件につき  
23,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建  
築物の非住宅部分

a 床面積の合計が30  
0平方メートル未満の  
ものは、1件につき  
11,000円

b 床面積の合計が30  
0平方メートル以上5  
00平方メートル以内  
のものは、1件につき  
19,000円

イ ア以外の場合で、建築物  
エネルギー消費性能基準等  
を定める省令（平成28年  
経済産業省令・国土交通省  
令第1号）第10条第2号  
イ(1)及びロ(1)に定める基準  
に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が20  
0平方メートル未満の  
ものは、1件につき  
40,000円

b 床面積の合計が20  
0平方メートル以上5  
00平方メートル以内  
のものは、1件につき  
44,000円

(4) 住宅用途を含む建築  
物の住宅部分

a 床面積の合計が30  
0平方メートル未満の  
ものは、1件につき  
80,000円

b 床面積の合計が30  
0平方メートル以上5

戸以内のものは、1件  
につき 10,000  
円

c 住戸が5戸を超え1  
0戸以下のものは、1  
件につき 18,00  
0円

(ウ) 住宅用途を含む建築物  
(住戸部分を除く。)及  
び非住宅建築物

a 床面積の合計が30  
0平方メートル以内の  
ものは、1件につき  
10,000円

b 床面積の合計が30  
0平方メートルを超え  
500平方メートル以  
内のものは、1件につ  
き 19,000円

イ ア以外の場合

(7) 一戸建ての住宅は、1  
件につき 38,000  
円

(4) 住宅用途を含む建築物  
の住戸部分

a 住戸が1戸のものは  
、1件につき 38,  
000円

b 住戸が1戸を超え5  
戸以内のものは、1件  
につき 66,000  
円

c 住戸が5戸を超え1  
0戸以下のものは、1  
件につき 96,00  
0円

(ウ) 共同住宅の共用部分

a 床面積の合計が30  
0平方メートル以内の  
ものは、1件につき

	<p>00平方メートル以内 のものは、1件につき 135,000円</p>		<p>111,000円</p>
ウ	<p>ア以外の場合で、建築物 エネルギー消費性能基準等 を定める省令第10条第2 号イ②及びロ②に定める基 準に適合するもの</p>		<p>b 床面積の合計が30 0平方メートルを超え 500平方メートル以 内のものは、1件につ き 145,000円</p>
	<p>⑦ 一戸建ての住宅</p>		<p>④ 住宅用途を含む建築物 の住宅用途以外の部分及 び非住宅建築物（④に掲 げる場合を除く。）</p>
	<p>a 床面積の合計が20 0平方メートル未満の ものは、1件につき 20,000円</p>		<p>a 床面積の合計が30 0平方メートル以内 のものは、1件につき 250,000円</p>
	<p>b 床面積の合計が20 0平方メートル以上5 00平方メートル以内 のものは、1件につき 22,000円</p>		<p>b 床面積の合計が30 0平方メートルを超え 500平方メートル以 内のものは、1件につ き 317,000円</p>
	<p>⑧ 住宅用途を含む建築物 の住宅部分</p>		<p>④ 住宅用途を含む建築物 の住宅用途以外の部分及 び非住宅建築物（建物用 途ごとに建物形状や室用 途構成などを仮定したモ デル建物に対して、認定 対象建築物に導入される 外皮及び設備の仕様を適 用し、当該モデル建物に ついて計算する方法に限 る。）</p>
	<p>a 床面積の合計が30 0平方メートル未満の ものは、1件につき 38,000円</p>		<p>a 床面積の合計が30 0平方メートル以内の ものは、1件につき 91,000円</p>
	<p>b 床面積の合計が30 0平方メートル以上5 00平方メートル以内 のものは、1件につき 66,000円</p>		<p>b 床面積の合計が30 0平方メートルを超え 500平方メートル以 内のものは、1件につ き 118,000円</p>
エ	<p>ア以外の場合で、建築物 エネルギー消費性能基準等 を定める省令第10条第1 号イ①及びロ①に定める基 準に適合する非住宅用途を 含む建築物の非住宅部分</p>		
	<p>⑦ 床面積の合計が300 平方メートル未満のもの は、1件につき 267 ,000円</p>		
	<p>⑧ 床面積の合計が300</p>		

	<p>平方メートル以上 500 平方メートル以内のもの は、1 件につき 334 、000 円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物 エネルギー消費性能基準等 を定める省令第10条第1 号イ(2)及びロ(2)に定める基 準に適合する非住宅用途を 含む建築物の非住宅部分</p> <p>(7) 床面積の合計が300 平方メートル未満のもの は、1 件につき 102 、000 円</p> <p>(4) 床面積の合計が300 平方メートル以上500 平方メートル以内のもの は、1 件につき 130 、000 円</p>		
(54) 略	略	(54) 略	略
(55) 都市の低炭 素化の促進に 関する法律第 55条第1項 の規定に基づ く低炭素建築 物新築等計画 の変更の認定 の申請（次号 に規定する審 査を除く。）	1 件につき 変更部分の区 分に応じ、 <u>第53号</u> に掲げる 額を合算して、当該手数料の 額に2分の1を乗じて得た額	(55) 都市の低炭 素化の促進に 関する法律第 55条第1項 の規定に基づ く低炭素建築 物新築等計画 の変更の認定 の申請（次号 に規定する審 査を除く。）	1 件につき 変更部分の区 分に応じ、 <u>第53号ア(7)、(4)</u> 及び(9)並びにイ(7)、(4)、(9)、 (5)及び(6)に掲げる額を合算し て、当該手数料の額に2分の 1を乗じて得た額
(56) 略	略	(56) 略	略
(57) 建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 12条第1項 又は第13条 第2項の規定 に基づく建築	ア 略 イ 建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第1 条第1項第1号イに定める 基準に適合するもの	(57) 建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 12条第1項 又は第13条 第2項の規定 に基づく建築	ア 略 イ 建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令（ <u>平成28年経済産業省令・国 土交通省令第1号</u> ）第1条 第1項第1号イに定める基 準に適合するもの
	(7)・(4) 略		(7)・(4) 略

物エネルギー消費性能適合性判定の申請	ウ 略
(58) 略	略
(59) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(7)・(4) 略</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のものは、1件につき20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のものは、1件につき22,000円</p> <p>(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき38,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき66,000円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p>
(60)～(82) 略	略

物エネルギー消費性能適合性判定の申請	ウ 略
(58) 略	略
(59) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>(7)・(4) 略</p>
(60)～(82) 略	<p>ウ 略</p> <p>エ 略</p>
(60)～(82) 略	略

備考

1 ~ 7 略

備考

1 ~ 7 略